

最低制限価格の算定基準について

坂出市では、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せ防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、次のとおり最低制限価格（入札書比較）を算定する。

1 最低制限価格（入札書比較）の算定方法

(1) 最低制限価格（入札書比較）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が、予定価格から消費税および地方消費税に相当する額を控除した額（以下「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- ① 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- ② 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- ③ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- ④ 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(2) 上記①から④に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 適用時期

この基準は、令和4年4月1日以降に執行する入札から適用する。